

東京都公報

発行  
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………  
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○市街地再開発組合の理事長の変更……………  
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二

告示

●東京都告示第六百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千四百十九号、令和元年東京都告示第百一号及び令和六年東京都告示第千四百十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

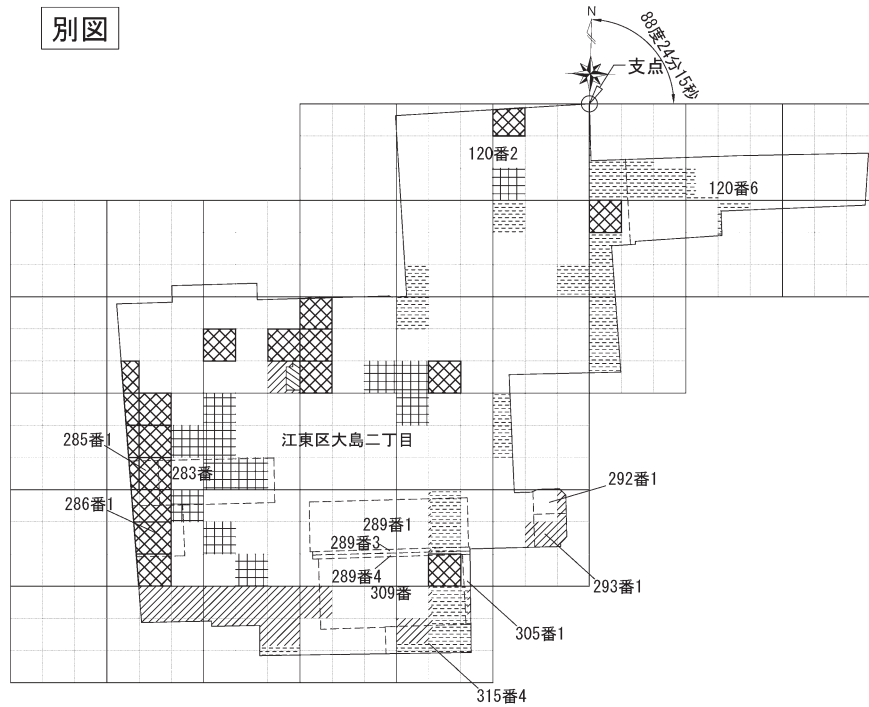
令和八年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区大島二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

## 別図



## 【凡例】

- 敷地境界及び調査対象地  
---- 筆境界  
—— 単位区画

- 指定を解除する区域  
形質変更要届出区域  
(令和7年東京都告示第1064号により指定した区域)  
形質変更要届出区域  
(令和6年東京都告示第1141号により指定した区域)  
形質変更要届出区域  
(令和元年東京都告示第101号により指定した区域)  
形質変更要届出区域  
(平成29年東京都告示第1419号により指定した区域)

## 【支点】

支点は、江東区大島二丁目120番2の最北端とする。

## 【格子の回転角度（88度24分15秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により八重洲二丁目北地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

## 一 氏名

住友生命保険相互会社 常務執行役員 柿原 督史

## 二 住所

大阪府大阪市中央区城見一丁目四番三十五号

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)  
郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)  
三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
郵便番号  
113-0001

